資料４

医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージにかかる　重点医師偏在対策区域の設定及び承継・開業する診療所への支援について

１　概要

○　厚生労働省は 2024 年 12 月 25 日、医師の地域偏在を是正するため、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を策定した。

２　対策パッケージの具体的な取組

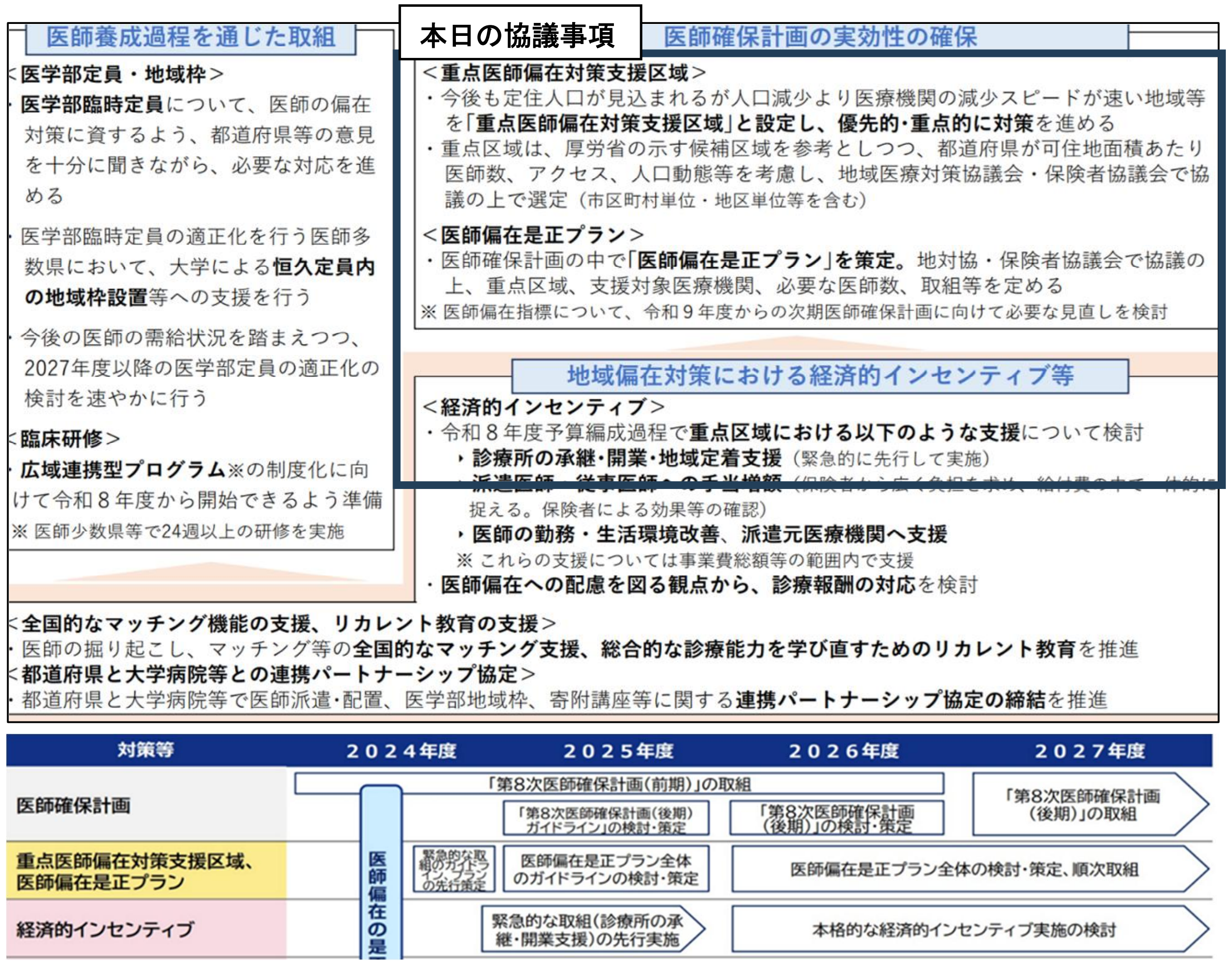

○　具体的な取組として、経済的インセンティブのある支援策を実施していくうえで、対象区域となる**重点医師偏在対策支援区域の設定**及び区域内の支援対象医療機関や取組等を定めた**医師偏在是正プランを策定**する必要がある。

○　重点医師偏在対策支援区域の設定及び医師偏在是正プランの策定については、地域の関係者の理解が重要であることから、**地域医療対策協議会及び保険者協議会での協議**が必要である。

○　**診療所の承継・開業・地域定着支援事業**については、緊急的な取組として、国が今年度から事業を開始しており、愛知県においても、本事業の実施を検討している。

○　その他の経済的インセンティブ支援策については、今後国から詳細の説明があると想定され、引き続き動向を注視していく。

３　重点医師偏在対策支援区域の設定について

○　区域の設定に当たっては、**厚生労働省の提示する候補区域を参考としつつ、地理的条件や今後の人口動態を考慮し**、選定することとされている。（市区町村、地区単位も可）

＜厚生労働省から提示された候補区域＞

厚生労働省から提示された候補区域	愛知県該当区域
１．各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏	東三河北部医療圏
２．医師少数県の医師少数区域	（該当なし）
３．医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏（全国下位 1/4）	東三河北部医療圏

＜協議事項＞

　厚生労働省の提示する候補区域であり、愛知県唯一の医師少数区域である東三河北部医療圏を重点医師偏在対策支援区域とし、区域内診療所の承継・開業・地域定着支援事業を 2026 年度から実施するため、必要な事務を進めていくこととしたい。

対象区域	区域詳細
東三河北部医療圏	新城市、東栄町、設楽町、豊根村

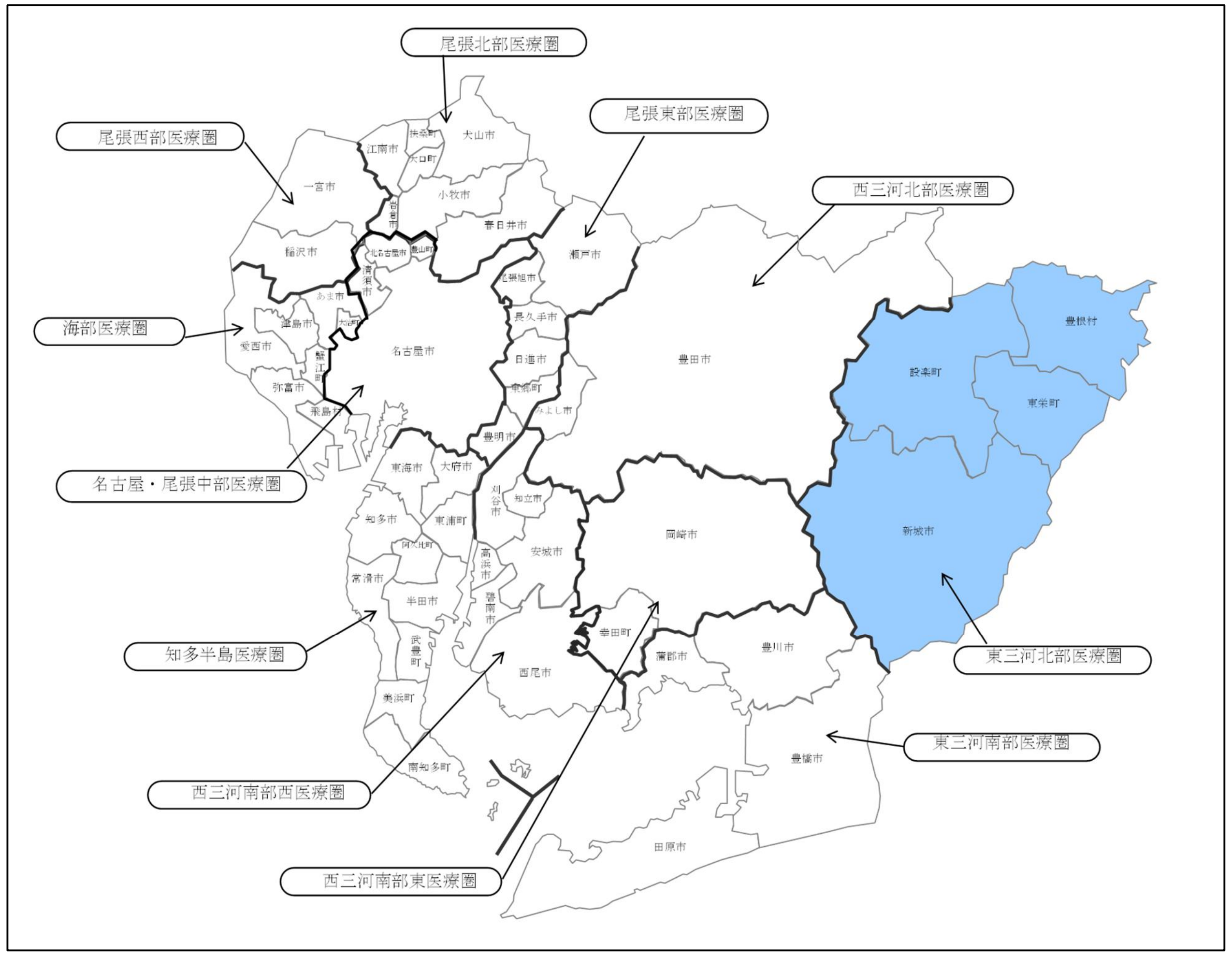

４　医師偏在是正プランについて

○　都道府県において、医師確保計画の中でより実効性のある医師偏在対策の取組を進めるため、重点医師偏在対策支援区域、支援対象医療機関等を定める。

○　令和８年度に全体版を策定するが、診療所の承継・開業・地域定着支援事業を実施する場合は、先行的に策定する必要がある。

○　本プランについても地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議が必要であるため、支援対象医療機関や支援の内容について、該当区域内の診療所に意向調査を実施し、来年度の地域医療対策協議会で報告予定。

５　今後のスケジュール（案）

日付	会議	内容
８月 25 日	第１回地域医療対策協議会	・重点医師偏在対策支援区域の設定について協議 ・医師偏在是正プラン（案）の提示 （区域の設定のみ）
９月		・診療所の承継・開業・地域定着支援事業について、該当区域診療所へ意向調査 ⇒来年度当初予算要求に反映
１月頃	保険者協議会	・重点医師偏在対策支援区域の設定について協議 ・医師偏在是正プラン（案）の提示 （区域の設定のみ）
２月頃	第２回地域医療対策協議会	・重点医師偏在対策支援区域の設定報告 ・医師偏在是正プランの報告 （区域の設定のみ）
2026 年度 ４月以降		・診療所の承継・開業・地域定着支援事業について、公募開始 （2026 年度当初予算が議決された場合）
夏以降	地域医療対策協議会 保険者協議会	・医師偏在是正プランの報告 （支援対象医療機関や支援内容）

（参考１：他県の状況）

＜重点医師偏在対策支援区域の設定状況（2025 年６月北海道実施調査結果）＞

選定済：15 県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、和歌山県、広島県、徳島県、香川県、福岡県、大分県）

（参考２：2025 年度　診療所の承継・開業・地域定着支援事業）

①施設整備事業

補助対象	基準額	補助率
診療所として必要な次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 （１）診療所 （診察室、処置室、薬剤室､エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） （２）診療部門と一体となった医師住宅 （３）診療部門と一体となった看護師住宅	基準面積に単価を乗じた額の合計額 ＜基準面積＞ （１）診療部門 ・無床　160 ㎡ ・有床（５床以下）　240 ㎡ ・有床（６床以上）　760 ㎡ （２）医師住宅　80 ㎡ （３）看護師住宅　80 ㎡ ＜基準単価＞ ・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ　484,000 円 ・ブロック　214,000 円 ・木造　355,000 円	国　１／３ 都道府県　１／６ 事業者　１／２

②設備整備事業

補助対象	基準額	補助率
診療所として必要な医療機器購入費	一か所当たり 16,500 千円	国　１／３ 都道府県　１／６ 事業者　１／２

③地域定着支援事業

補助対象	基準額	補助率
診療所の運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、旅費、備品費（単価 50 万円未満に限る。）、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費、委託費	１か所当たり次により算出された額 （１）ア．診療日数１～129 日 6,200 千円＋（71 千円×実診療日数） イ．診療日数 130～259 日 6,200 千円＋（77 千円×実診療日数） ウ．診療日数 260 日以上 6,200 千円＋（87 千円×実診療日数） （２）訪問看護による加算額 25,000 円×訪問看護日数	国　４／９ 都道府県　２／９ 事業者　３／９